2014年01月06日 中日新聞 朝刊 19頁

戦時下 伏せられた被害

昭和東南海・三河「軍機保護法」すべて機密に

東海地方は一九四四（昭和十九）年十二月に昭和東南海地震、翌年一月に三河地震に襲われた。ちょうど、太平洋戦争末期のころ。被害の様子は、当時の「軍機保護法」に基づき「秘密」とされ、ほとんど報道されなかった。この影響で、医療や物資の支援は不十分だったといわれる。当時の詳しい記録が残っていないため、現代の地震対策にも生かせない。権力者に「機密」を認めると市民が被害を被ることを、歴史が教えている。

四四年十二月七日。当時十五歳の村松寿人さん（八七）は、名古屋市南区豊田にあった三菱重工業名古屋航空機製作所の道徳工場に養成工として勤務していた。

午後一時三十六分、昼食を終え、陸軍偵察機一新司令部（現在の中日新聞）を手に取った。地震の記事は一面になく、社会面の下の方に「天災に法まず復旧 震源地点は遠州灘」と二段見出しの記事。気象台の「強震を感じ被害を生じたところもある」という発表とともに、各地の様子は「一億戦友愛を発揮して復旧中」とあった。

「小さすぎる記事だが、当時はこんなものと納得した。軍機保護法の下、工場内で見聞きしたことは口外してはならないと、かん口令が敷かれていた。当然、地震の犠牲も外に漏らせば、逮捕されると恐れていた」と振り返る。

軍機保護法。一八九九（明治三十二）年に軍事機密を守る目的で制定された。一九三七年八月に大幅改定された。その中で、軍事上、秘密保護の必要がある地域での「測量、気象観測、撮影等」が制限、禁止された。取り締まり対象は民や、地震情報を漏らした軍人以外の民間人にも拡大。陸軍大臣や海軍大臣の裁量で保護する秘密が定められるようになり、言論統制に利用された。

■記者に伝え拷問

中日新聞が一九八二年に連載し、翌年刊行した「恐怖のM8 東南海、三河大地震の真相」では、昭和東南海地震で「機密を漏えいした」として市民が拘束され、拷問を受けた事実がつづられている。

戦時中に国民生活の統制情報を担った「大政翼賛会」の津市翼賛壮年団本部長だった二十八歳の男性は、三重県事市に呼ばれ、津波被害の出た沿岸部の調査を頼まれた。面会を終え県庁を出たところ、親しくしていた新聞記者に「県下の地震情報が何もなくて困ってる。すまんが、現地の様子をちょっとでも書いてくれ」と懇願された。

翌朝、北牟婁郡長島町（現紀北町）を調査。海岸沿いの民家がすべて流失し、松の枝にぶら下がる遺体を目にした。その様子を